

- 1 土地と建物に対する固定資産税 ¥320,000 の納税通知書を受け取り、第 1 期分 ¥80,000 を当座預金の口座振替により納付した。このうち事業用の割合は 60% であり、店主用の割合は 40% である。(引出金勘定) ※135 回類題
(借方) (貸方)
- 2 店舗にかかる固定資産税の第 2 期分 ¥80,000 を銀行にて現金で納付した。※141 回類題
(借方) (貸方)
- 3 以前に取引先に注文していた商品 ¥50,000 が手許に届いた。なお、同商品の注文にさいしては代金の 3 割に相当する額を内金として小切手を振り出して支払っており、代金の残額は次月末に支払うことになっている。※128 回類題
(借方) (貸方)
- 4 領収書の発行や約束手形の振出しに用いる収入印紙 ¥7,000 と郵便切手 ¥2,000 をともに浜松郵便局で購入し、代金は現金で支払った。※137 回類題
(借方) (貸方)
- 5 浜松商店は、得意先磐田商店より受け取った約束手形 ¥912,500 を取引銀行で割引き、利息相当額を差し引かれ、残額を当座預金とした。なお、利息相当額の計算において年利率は 2%、割引日数は 60 日、1 年は 365 日で計算する。※138 回類題
(借方) (貸方)
- 6 静岡商店に商品 ¥500,000 を売り渡し、代金のうち ¥300,000 は富士商店振出し、同店受取りの約束手形を裏書譲渡され、残額については掛けとした。なお、運送会社に運賃 ¥12,000 を小切手で支払ったが、当店と静岡商店とで半額ずつ負担することになっており、静岡商店の負担分は売掛金勘定で処理する。※138 回類題
(借方) (貸方)
- 7 藤枝百貨店は商品 ¥23,000 を売り渡し、代金のうち ¥10,000 は他店発行の全国百貨店共通商品券で受け取り、残額は当店発行の商品券で受け取った。※138 回類題
(借方) (貸方)
- 8 営業活動に使用している携帯電話の 5 月分の料金 ¥48,000 が普通預金口座から引き落とされた。※134 回類題
(借方) (貸方)
- 9 一昨年度に購入した備品 (パソコン) が故障したため、その修理費用として ¥15,000 を現金で支払った。※139 回類題
(借方) (貸方)
- 10 平成 21 年 11 月 10 日に取得した備品 (取得原価 : ¥360,000、残存価格 : ゼロ、耐用年数 : 6 年、定額法により償却、間接法により記帳) が不要になったので平成 25 年 5 月 31 日に ¥120,000 で売却し、代金については翌月末に受取ることにした。なお、決算日は 12 月 31 日とし、当期首から売却時点までの減価償却費は月割りで計算すること。※134 回類題
(借方) (貸方)

仕訳問題 3 解答

- 1 土地と建物に対する固定資産税 ¥320,000 の納税通知書を受け取り、第 1 期分 ¥80,000 を当座預金の口座振替により納付した。このうち事業用の割合は 60% であり、店主用の割合は 40% である。(引出金勘定) ※135 回類題
- | | | | | | |
|------|------|--------|------|------|--------|
| (借方) | 租税公課 | 48,000 | (貸方) | 当座預金 | 80,000 |
| | 引出金 | 32,000 | | | |
- 2 店舗にかかる固定資産税の第 2 期分 ¥80,000 を銀行にて現金で納付した。※141 回類題
- | | | | | | |
|------|------|--------|------|----|--------|
| (借方) | 租税公課 | 80,000 | (貸方) | 現金 | 80,000 |
|------|------|--------|------|----|--------|
- 3 以前に取引先に注文していた商品 ¥50,000 が手許に届いた。なお、同商品の注文にさいしては代金の 3 割に相当する額を内金として小切手を振り出して支払っており、代金の残額は次月末に支払うことになっている。※128 回類題
- | | | | | | |
|------|----|--------|------|-----|--------|
| (借方) | 仕入 | 50,000 | (貸方) | 前払金 | 15,000 |
| | | | | 買掛金 | 35,000 |
- 4 領収書の発行や約束手形の振出しに用いる収入印紙 ¥7,000 と郵便切手 ¥2,000 をともに浜松郵便局で購入し、代金は現金で支払った。※137 回類題
- | | | | | | |
|------|------|-------|------|----|-------|
| (借方) | 租税公課 | 7,000 | (貸方) | 現金 | 9,000 |
| | 通信費 | 2,000 | | | |
- 5 浜松商店は、得意先磐田商店より受け取った約束手形 ¥912,500 を取引銀行で割引き、利息相当額を差し引かれ、残額を当座預金とした。なお、利息相当額の計算において年利率は 2%、割引日数は 60 日、1 年は 365 日で計算する。※138 回類題
- | | | | | | |
|------|-------|---------|------|------|---------|
| (借方) | 当座預金 | 909,500 | (貸方) | 受取手形 | 912,500 |
| | 手形売却損 | 3,000 | | | |
- 6 静岡商店に商品 ¥500,000 を売り渡し、代金のうち ¥300,000 は富士商店振出し、同店受取りの約束手形を裏書譲渡され、残額については掛けとした。なお、運送会社に運賃 ¥12,000 を小切手で支払ったが、当店と静岡商店とで半額ずつ負担することになっており、静岡商店の負担分は売掛金勘定で処理する。※138 回類題
- | | | | | | |
|------|------|---------|------|------|---------|
| (借方) | 受取手形 | 300,000 | (貸方) | 売上 | 500,000 |
| | 売掛金 | 206,000 | | 当座現金 | 12,000 |
| | 発送費 | 6,000 | | | |
- 7 藤枝百貨店は商品 ¥23,000 を売り渡し、代金のうち ¥10,000 は他店発行の全国百貨店共通商品券で受け取り、残額は当店発行の商品券で受け取った。※138 回類題
- | | | | | | |
|------|-------|--------|------|----|--------|
| (借方) | 他店商品券 | 10,000 | (貸方) | 売上 | 23,000 |
| | 商品券 | 13,000 | | | |
- 8 営業活動に使用している携帯電話の 5 月分の料金 ¥48,000 が普通預金口座から引き落とされた。※134 回類題
- | | | | | | |
|------|-----|--------|------|------|--------|
| (借方) | 通信費 | 48,000 | (貸方) | 普通預金 | 48,000 |
|------|-----|--------|------|------|--------|
- 9 一昨年度に購入した備品 (パソコン) が故障したため、その修理費用として ¥15,000 を現金で支払った。※139 回類題
- | | | | | | |
|------|-----|--------|------|----|--------|
| (借方) | 修繕費 | 15,000 | (貸方) | 現金 | 15,000 |
|------|-----|--------|------|----|--------|
- 10 平成 21 年 11 月 10 日に取得した備品 (取得原価 : ¥360,000、残存価格 : ゼロ、耐用年数 : 6 年、定額法により償却、間接法により記帳) が不要になったので平成 25 年 5 月 31 日に ¥120,000 で売却し、代金については翌月末に受取ることにした。なお、決算日は 12 月 31 日とし、当期首から売却時点までの減価償却費は月割りで計算すること。※134 回類題
- | | | | | | |
|------|---------|---------|------|----|---------|
| (借方) | 減価償却費 | 25,000 | (貸方) | 備品 | 360,000 |
| | 減価償却累計額 | 190,000 | | | |
| | 未収入金 | 120,000 | | | |
| | 固定資産売却損 | 25,000 | | | |